

答 申 第 4 9 号

平成 27 年 8 月 21 日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬 章夫 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中川 丈久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について(答申)

平成 27 年 3 月 5 日付け兵公委発第 90 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の日、特定の警察署管内における猫の死体の発見事案について作成された生活経済関係情報

答 申

第 1 審議会の結論

本件事案について、兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 26 年 10 月 17 日及び同年 11 月 14 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成 26 年 10 月 30 日及び同年 11 月 28 日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 26 年 11 月 11 日及び同年 12 月 30 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、特定の日、甲子園警察署管内における猫の死体の発見事案について作成された生活経済関係情報（以下「本件対象公文書」という。）である。

5 諮問

平成 27 年 3 月 5 日、諮問庁は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部を公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び反論書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 今回、情報公開請求を行ったのは、兵庫県内で発生している動物虐待の疑いが極めて高い事案を調査し、周辺住民や動物の安全を確保するためである。

実施機関が部分公開した本件対象公文書の非公開部分には、以下に述べるとおり非公開情報に該当しないものも含まれていると考えられ、実施機関は条例の適用を誤っている。

- (2) 本件対象公文書の「報告日付」の部分が非公開になっているが、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張に従うなら、部分公開されている「平成 26 年」の部分も非公開にすべきであり、整合性がとれない。

現在の甲子園警察署の捜査状況から鑑みるに、「報告日付」の部分が明らかになることによって、犯罪捜査に支障を及ぼすような懸念が生じることも推察できないため、条例第 6 条第 3 号にある「相当の理由がある」とは認められない。

(3) 条例第6条第1号に係る個人情報（個人の氏名・携帯電話番号等）や条例第6条第6号に係る警察官の氏名についての情報が非公開であることについて異議はない。しかし、本件対象公文書の中には、一見して非公開に該当する「相当の理由」があるとは考えられない接続詞、句読点、一般名詞等が非公開部分に含まれていることは明白であり、仮にこれが明らかにされたとしても捜査の進展状況の発覚や情報の特定により、捜査に支障を及ぼすことは考えられない。条例に則るならば、本来は個人情報等の部分のみ非公開として黒塗りで隠し、その他の部分については公開すべきであるが、今回公開された一面が真っ黒に塗りつぶされている形式では、非公開に該当しない情報が多く含まれていると解される。公文書はその性質上、公開されることが原則であるのに、非公開に該当する「相当の理由」があるとは考えられない公開の現状を鑑みるに、非公開とされた部分の中には相当数の公開すべき文言があると推察される。

第4 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

(1) 動物死体発見事案において作成される文書

動物の虐待及び殺傷は、周辺住民に不安を与える社会的反響の大きい事犯であり、警察としては、県民生活の安全と平穏を確保するため、この種の事案を重要凶悪事件の前兆事案と捉え、警察署長にあつては、当該事案を認知した場合は、速やかに生活経済関係情報により、警察本部生活安全部長に報告し、迅速的確な対応を図ることとなっている。動物死体発見事案の処理に当たっては、次のような公文書を作成している。

ア 地域警察官が作成する報告用紙

交番や駐在所で勤務する地域警察官が、日常の警察活動を通じて取り扱った事案について、警察活動上参考となる事項や注意すべき事項を所属長に報告する文書

イ 専務警察官が作成する生活経済関係情報又は犯罪事件処理簿

各警察署において事件や事故を専門的に担当する専務警察官が、上記アの地域警察官の報告などを基に、事件性の有無や他に発生している事案との関連性などを判断した上で、事件性があると思料される事案について、警察本部に報告する文書

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、警察署長が生活経済関係事件に係る風評その他事件情報等捜査上参考となるべき情報を入手した時に、情報の内容、捜査方針及び措置状況などを警察本部生活安全部長に報告するために作成される上記(1)イの生活経済関係情報という公文書であり、次の項目を記載する。

ア 報告年月日

イ 適用法条

ウ 標題

エ 情報入手者（所属係、階級、氏名）

オ 端緒（届出、投書、聞込み、職務質問、余罪追及、その他）

カ 情報の内容

キ 捜査方針

2 本件対象公文書の非公開情報の該当性について

(1) 条例第6条第1号（個人に関する情報）に該当する部分

上記1(2)のカの項目には、情報提供者の住所、氏名、電話番号、年齢など個人に関する情報を記録している。当該情報は、個人のプライバシーに関する

る情報であり、条例第6条第1号に該当する。

(2) 条例第6条第3号（公共の安全等に関する情報）に該当する部分

ア 上記1(2)のアの項目のうち「月日」は、甲子園警察署が事案、事件を認知し、警察本部生活安全部長に報告した日付を記録している。

当該情報は、警察がいつの時点で事案、事件の端緒情報を入手し、分析を加え、事件性の有無を判断し、報告に至るまでにどの程度の期間を要したかが明らかになる情報で、捜査の進捗状況が推察される情報であり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

イ 上記1(2)のイの項目には、警察が端緒情報に基づき、事件化に向けて適用法令を駆使した情報等を記録している。

生活経済関係情報は事件性の有無が判然としない風評等の参考情報も報告対象であり、個々の事案に応じて法令を適用し事件化を図っていくため、適用法条が明らかになることにより、犯罪構成要件、捜査重点や捜査方針が推察され、被疑者等事件関係者に対抗措置を講じられることから、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 上記1(2)のウの項目には、個々の事案に応じた事案概要や事案名を記録している。

標題に記録する事案概要や事案名には定型的なものではなく、事件性の有無や適用法条、端緒情報、容疑者情報や捜査の進捗状況など、報告の目的に応じ個々に記録するものであることから、標題が明らかになることにより、これらの個々の事案の状況等が推察され、被疑者等事件関係者が偽装工作や証拠隠滅を図るなど、捜査に支障を及ぼすおそれがある。

エ 上記1(2)のオの項目には、事案等を認知するに至った経緯を明らかにする情報を記録している。

当該情報は、事件情報を入手する捜査の手法に関する情報であり、届出、投書、聞き込み、職務質問及び余罪追及など端緒情報の入手経緯が明らかに

なることにより、情報提供者等が特定され、情報提供者等に不法な侵害が加えられるおそれがあるとともに、被疑者等事件関係者が証拠隠滅等を図るなど、当該情報の入手や捜査協力が困難となり、捜査に支障を及ぼすおそれがある。

オ 上記1(2)のカの項目には、事件情報や捜査上参考となるべき情報として、情報提供者等から聴取した内容、処理経過、措置等を具体的に記録している。

具体的な処理経過、措置等に関する情報は、警察が捜査の端緒情報を入力し、事案等に対する事件性を判断し、捜査手法や捜査方針を立て、犯罪や被疑者の特定を行う一連の情報である。これらの情報を公開することにより、捜査の進捗状況や警察の対応状況が明らかになり、被疑者等事件関係者が対抗措置や証拠隠滅を図るなど、捜査に支障を及ぼすおそれがあるほか、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあり、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある。

カ 上記1(2)のキの項目は、事案等に対する具体的な捜査手法や捜査方針等を記録している。

当該情報は、個々の事案に対して、認知した経緯や採証活動など初動捜査結果を検証し、事件性の有無等を判断した上で、今後の捜査の重点や方向性を具体的に示す情報である。この情報を公開することにより、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るなど捜査に支障を及ぼすおそれがあるほか、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあり、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 条例第6条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当する部分

ア 上記1(2)のエの項目には、「警部補以下の階級にある警察官の氏名及び

印影」を記録している。当該情報は、条例第6条第6号の規定に基づき、情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）第3条に「警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名」として定められている非公開情報である。

イ 上記1(2)のカの項目には、情報提供者の秘密を厳守することを前提に聴取した「情報の内容」を記録している。当該情報は、その内容が公になると、情報提供者の警察に対する信頼が損なわれ、今後、警察に通報等しようとする者が、不安を抱き、警察に通報等することを躊躇し、犯罪の端緒情報が警察に通報されなくなるなど、生活経済関係事件に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 地域警察官が作成する報告用紙との照合について

請求人は、本件審査請求の対象公文書が個人情報等の部分を除き明らかにされたとしても、捜査の進展状況の発覚や捜査情報の特定に影響を及ぼすことは考えられないと主張している。

しかし、動物死体発見事案においては、本件対象公文書以外にも、上記1(1)アの地域警察官が作成する報告用紙という文書が存する。当該文書は、地域警察官が勤務中に取り扱った事案を報告するための文書であるため、記載内容も捜査を主眼としたものではなく「いつ、誰から、どのような相談や通報を受け、どういった措置を執ったのか」という事実を客観的に記載しているものである。

仮に、「特定の警察署管内の特定期間の猫の死体に関する事案に係る文書」が公開請求された場合、本件対象公文書のほか上記1(1)アの報告用紙も対象となる。上記1(1)アの報告用紙は、本件対象公文書のように記載内容が捜査を主眼としたものではなく、地域警察官が取り扱った事案の事実を客観的に記載しているものであるため、条例第6条第3号に該当する部分は少なく、警察が地域住民に対して猫の死体発見事案に係る情報提供を行う場合と同程度の内容を

公開している。

したがって、本件対象公文書の猫の死体発見の報告日付の部分、「て・に・を・は」等の接続詞や句読点を含む事案概要の多くを公開すれば、本件対象公文書と上記1(1)アの報告用紙を照合することにより、上記1(1)アの報告用紙に記載された事案を捜査対象としているのか、または、捜査対象としていないのか、ということなど、捜査の進捗状況が分かることから、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るなど捜査に支障を及ぼすおそれが生じることとなる。

4 結論

以上のとおり、本件対象公文書は、条例第6条第1号、第3号及び第6号に規定する非公開情報に該当し、実施機関の行った部分公開決定は、適法である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、諮問庁の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の概要について

(1) 本件対象公文書は、警察本部生活安全部生活経済課の所掌する生活経済に関する事件、情報及び報告について、同課で一元的に集約管理し、適切な助言指導を行うために、生活経済関係事件に係る風評その他事件情報、容疑者情報等捜査上参考となるべき情報を入手した場合において、警察本部生活安全部長に対して報告する文書（以下「本部報告文書」という。）であり、報告されている内容は、動物死体発見事案である。

実施機関にあつては、動物死体発見事案に対する社会的関心が高く周辺住民の体感治安を著しく低下させることから、事件化に向けた取組みを徹底することとしており、本件対象公文書の本部報告文書は、当該事案を捜査する

ことを主眼に置いて作成されているものと認められる。

一方で、動物死体発見事案については、地域警察官が取り扱った事案の事実経過を所属長に対して報告する文書（以下「所属長報告文書」という。）も作成されている。所属長報告文書は、本部報告文書のように捜査を主眼に置いて作成されたものではないことから、本部報告文書に比べると条例第6条第3号により非公開とすべき部分が少ない文書であることが認められ、現にある程度の公開がなされている。また、本部報告文書の多くは、所属長報告文書の事案の中から、事件性の有無や事案ごとの関連性を判断し、犯罪の可能性のある事案についてのみ作成されている。

これらのことを鑑みると、本部報告文書である本件対象公文書は、動物死体発見事案に係る所属長報告文書との対比により、本件対象公文書の事案ごとの捜査状況が推察されるおそれが生じる場合があると認められる。

(2) 本件対象公文書の非公開部分に対する審査請求人の主張

ア 本件対象公文書において非公開とされた部分は、次のとおりである。

- ① 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
- ② 生活安全部長（生活経済課長）に対する報告年月日のうち「月日」
- ③ 端緒の区分（届出、投書、聞込み、職務質問、余罪追及、その他）の該当を示す箇所
- ④ 「適用法条」、「標題」、「情報の内容」、「捜査方針」の項目の内容記載欄

イ 審査請求人は、上記アの非公開とされた部分の②、③及び④のところについては、条例第6条第3号に該当するような犯罪捜査に支障を及ぼすような懸念はなく、同号の「相当の理由がある」とは考えられないため、非公開とされた部分の中には相当数の公開すべき文言があると主張している。

ウ なお、審査請求人は、上記アの非公開とされた部分①の警察官の氏名が非公開とされていること及び上記アの非公開とされた部分④の「情報の内

容」の項目の内容記載欄の情報提供者の個人に関する情報が非公開となることについては、審査請求人が諮問庁に対して提出した平成27年2月17日付け反論書において、条例第6条第1号に係る個人情報や同条第6号に係る警察官の氏名が非公開であることには異議はないと述べているため、審議会の判断からは、当該非公開部分を除くこととする。

2 条例第6条第3号の該当性について

(1) 条例第6条第3号は、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の公開による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止するために定められている。本号に該当する情報は、その性質上、公開又は非公開の判断に高度の専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重することとされている。ただし、当該判断については、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならぬとされている。

(2) 上記1(2)の審査請求人が公開すべきと主張する非公開部分については、上記1(1)のとおり、本件対象公文書である本部報告文書の作成目的が事案の捜査を主眼に置いたものであること、そして、本件対象公文書と同一の事案について捜査を主眼に置かず事実経過を報告する観点から作成されている所属長報告文書が別途に存在しある程度の公開がなされていることを踏まえて、上記(1)の条例第6条第3号の適用について検討すると、次のことが認められる。

ア 上記1(2)アの②の「月日」が公開された場合、地域警察官が情報を入手してから専務警察官が事件性の有無を判断し、捜査を主眼に置いて本部報告文書を作成し、報告するまでにどの程度の期間を要しているかが明らかとなることにより、本件対象公文書に係る事案ごとの捜査状況が推察され、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。

イ 上記1(2)アの③の端緒の区分の該当を示す箇所が公開された場合、事件情報を入手する捜査の手法に関する情報が明らかになることにより情報提供者等が特定され、情報提供者等に不法な侵害が加えられるおそれがあり、端緒情報の入手又は捜査への協力が困難となり、捜査に支障が生じるおそれがある。

ウ 上記1(2)アの④の「適用法条」の記載内容が公開された場合、個々の事案の事件化に向けた犯罪構成要件、捜査重点及び捜査方針が明らかになることにより、本件対象公文書に係る事案ごとの捜査状況が推察され、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。

エ 上記1(2)アの④の「標題」の記載内容が公開された場合、標題そのものが事件性の有無及び適用法条、端緒情報、捜査の進捗状況など、報告の目的に応じて記録されるものであるため、地域警察官が情報を入手してから専務警察官が事件性の有無を判断し、捜査に主眼を置くまでの個々の事案の事件性の有無の判断の経過や本件対象公文書に係る事案ごとの捜査状況が推察され、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。

オ 上記1(2)アの④の「情報の内容」の記載内容が公開された場合、情報提供者から聴取した内容、事件性の判断、捜査の手法や方針など個々の事案の処理経過及び措置状況が明らかになることにより、本件対象公文書に係る事案ごとの捜査状況が推察されることから、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、情報提供者等が特定され情報提供者等に不法な侵害が加えられるおそれがあることから、情報提供者等からの端緒情報の入手又は捜査への協力が困難となり、捜査に支障が生じるおそれがある。

なお、上記1(2)アの④の「情報の内容」の記載内容に係る同条第6号の該当性については、当該記載内容が上述のとおり条例第6条第3号に該当することから、同条第6号の該当性の判断を行わないこととする。

カ 上記1(2)のアの④の「捜査方針」の記載内容が公開された場合、個々

の事案に対する今後の捜査の重点や方向性が明らかになることにより、本件対象公文書に係る事案ごとの捜査状況が推察され、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。

- (3) 以上のとおり、上記1(2)アの非公開部分について実施機関が公共の安全と秩序の維持のための警察活動等に支障が生じるおそれがあると認めたことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものであり、実施機関の判断には相当の理由があると認められる。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 27 年 3 月 5 日	・ 諮問書の受領
平成 27 年 3 月 9 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 27 年 3 月 13 日 第 2 部会 (第 36 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 3 月 20 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 27 年 5 月 22 日 第 2 部会 (第 37 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 6 月 30 日 第 2 部会 (第 38 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 7 月 29 日 第 2 部会 (第 39 回)	・ 審議
平成 27 年 8 月 21 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 福 井 義 三

委 員 前 田 雅 子